

京都市告示第 314 号

生活保護法第50条の2の規定により、次の医療機関及び施術者から変更、廃止及び休止の届出がありました。

平成18年12月28日

京都市長 榎本頼兼

医療機関名称変更

変更前名称	変更後名称	変更年月日
小石産婦人科・内科小石医院	小石医院	平成17年10月1日

医療機関廃止

名 称	所 在 地	廃止年月日
ヤスマラ医院	北区大宮東小野堀町47番地	平成18年10月27日
いわさく整形外科医院	上京区聚楽町857番地 ライオンズマンション聚楽二条102	平成18年10月10日
中西医院	中京区西ノ京船塚町11番地	平成18年10月31日
高橋医院	左京区花背別所町1054番地の9	平成18年10月31日
瀬ノ内歯科医院	左京区北白川東瀬ノ内町51番地	平成18年11月19日
スギウラ大藪調剤薬局	南区久世大藪町105番地の2	平成18年9月30日

施術者廃止

名 称	所 在 地	施術者	廃止年月日
さわらぎ接骨院	上京区樫木町通烏丸西入ル養安町242番地の7	道信 武利	平成18年10月30日
小栗栖あさひ整骨院	伏見区小栗栖南後藤町6番地の1の106	島田 崇史	平成18年10月31日

医療機関休止

名 称	所 在 地	休止年月日
井上内科医院	北区等持院西町43番地	平成18年11月1日

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)